

錯誤 宅建 R02(10)-06-1 《#971》

【問】 AとBとの間で締結された売買契約に関する次の場合について、売買契約締結後、AがBに対し、**錯誤による取消し**ができるか。

Aは、自己所有の自動車を100万円で売却するつもりであったが、重大な過失によりBに対し「10万円で売却する」と言ってしまう、Bが過失なく「Aは本当に10万円で売るつもりだ」と信じて購入を申し込み、AB間に売買契約が成立した場合

【答え】 **取消し**ができない

《ポイント》 錯誤

1 意思表示は、次に掲げる**錯誤**に基づくものであって、その**錯誤**が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして**重要なもの**であるときは、**取り消すことができる**。

- 一 **意思表示に対応する意思を欠く錯誤**
- 二 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が**真実に反する錯誤**

3 錯誤が**表意者の重大な過失**によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、第一項の規定による意思表示の**取消しをすることができない**。

- 一 相手方が表意者に**錯誤があることを知り**、又は**重大な過失**によって知らなかったとき。
- 二 相手方が表意者と同一の**錯誤に陥っていた**とき。

【渋谷会】おすすめ講座

令和6年版『宅建これだけで合格セット』

宅建基幹講座(インプット)&宅建過去問演習講座(アウトプット)のセット

宅建合格のための準備はこれだけで十分、あとは過去問演習で自習

<https://shibuyakai.com/>